第10回 新町の事務所の位置等検討小委員会

会 議 資 料

平成16年7月6日(火)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第8回新町の事務所の位置等検討小委員会会議次第

۲	き	:	平成 1	6年7.	月6日(火)
- بر	· z		羊方町	公全力	ンター

1	開会	
2	委員長挨拶	
3	会議録署名委員の指名	

- 4 議 題協議事項協議第4号(継続) 庁舎の位置について
- 5 その他
- 6 閉 会

新町の事務所の位置等検討小委員会名簿

	区	分	氏 名
1	規約第8条第1項第1号委員	美方町長	うえだせつろう 上田節郎
2	規約第8条第1項第1号委員	村岡町長	岩槻健
3	規約第8条第1項第1号委員	香住町長	^{あ じ カ ら ひ きっ ぐ} 藤 原 久 嗣
4	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議長	ましだの ^{りあき} 吉 田 範 明
5	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議員	まんじょうしげのぶ 本 城 繁 信
6	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議長	たにぶちえいいち 谷 渕 栄 一
7	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議員	り たさか こうじ 板 坂 公 二
8	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議長	うえだ たかし 上 田 孝
9	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議員	たちばな ひで ぉ 橘 秀 夫
1 0	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	なかむらはるやす 中 村 治 泰
1 1	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	朝 倉 富 征
1 2	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
1 3	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	井上源一
1 4	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	しばさきかずひで 柴 崎 一 秀
1 5	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	なかむら きとる 中村 暁

協議第4号(継続)

庁舎の位置について

新町の事務所の位置等について

1 F	新町の事務所の位置は、城崎郡香住町香住字門前1595番地の3(現香住町 「舎)とする。
/-	
2	美方町、村岡町の各現庁舎に支所を置き、「」と称する。 朝来郡合併協議会・・・「庁舎」 養父市・・・「地域局」
3	「」(支所)は、住民生活に密着した業務や地域振興業務等幅広い分 野の業務を担うものとする。
4	現村岡町庁舎に本庁機能の一部を分散して配置する。 配置する部門は、
	村岡町からの要望 農林部門 保健福祉部門 教育委員会部門

- 5 電算センターは、現村岡町庁舎に設置するものとする。
- 6 現香住町庁舎は移転が必要であるため、香住町内の「地域高規格道路」香住 I C 周辺の適地に新築することとし、速やかに建設に着手するものとする。

庁舎位置等の調整方針先進事例

1 「朝来郡合併協議会」の例

新市の事務所の位置は、当分の間、和田山町東谷213番地1(現在の和田山町役場)とする。

現在の生野町役場、山東町役場、朝来町役場に支所を置き、「庁舎」と呼称する。

将来の新市の事務所は、合併特例債発行期間内のできるだけ早期に建設するものとする。

将来の新市の事務所の位置については、国道312号沿線を基本に、全体的な地勢、交通事情及び他の官公署との関係等、市民の利便性を十分考慮し、 新市において速やかに検討するものとする。

2 「養父市」の例

新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。

本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。

養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。

地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。

3 「北但合併協議会」の例

新市の事務所の位置は、豊岡市中央町2番4号(現在の豊岡市役所)とする。 支所について

城崎町役場、竹野町役場、日高町役場、出石町役場及び但東町役場に支所を 置く。

新庁舎の建設及び位置について

合併特例債の適用期限内に新庁舎を建設するものとするが、新庁舎の位置は 新市において定める。

庁舎のあり方について

新市の庁舎のあり方は、本庁方式とする。ただし、行政的な区域の広がりに対応するため、当分の間、総合支所方式とする。また、新庁舎建設後も住民サービスを低下させないような支所とする。